

公共用水域におけるカドミウムの環境基準超過地点(0.003mg/L超)

都道府県	河川名	地点名	測定結果(mg/L)					超過原因
			H19	H20	H21	H22	H23	
北海道	折戸川	雨鱒川橋				0.005		上流域にある廃止鉱山及び周辺湧水の影響。
	神社の川	神社の川末流	0.01	0.009	0.008	0.01	0.015	上流域にある廃止鉱山及び周辺湧水の影響。
	宮沢の川	宮沢の川末流			0.004	0.004	0.006	上流域にある廃止鉱山及び周辺湧水の影響。
	屈斜路湖	ST-4				0.006		流入河川の影響と推定される(自然由来)。
宮城県	迫川中流	久保橋(最下流)			0.004	0.004	0.0035	河床からの湧水等による自然由来。
		五輪原橋		0.004	0.004	0.004	0.0035	
秋田県	旧花岡川	滝の沢放水路合流点		0.005				河川上流部にある休廃止鉱山の影響
山形県	海味川	下山堰地点	0.005	0.005				廃止鉱山からの坑内排水が影響。
	背坂川	第1利水点		0.005				廃止鉱山からの坑内排水が影響。
茨城県	宮田川	宮田川橋		0.004				上流の鉱山地帯からの自然的要因が影響。流域の2事業場の排水濃度は県条例の上乗せ基準(0.05mg/L)を遵守。
群馬県	柳瀬川	下の淀橋	0.006		0.005	0.011		近隣の鉱山附属施設の存在が影響。
	湖沼	桐生川ダム	0.005	0.005	0.005			不明。(周辺に汚染原因となる工場・事業場等はない。)
大阪府	田尻川	府道堺阪南線陸橋			0.004			不明。(周辺に汚染原因となる工場・事業場等はない。)
長崎県	椎根川	鬼ヶサイ沢下流	0.004		0.004	0.004	0.0048	廃止鉱山の影響。
大分県	駅館川	小松橋			0.004			不明。(周辺に汚染原因となる工場・事業場等はない。)
	寄藻川	浮殿橋			0.005			不明。(周辺に汚染原因となる工場・事業場等はない。)
	安岐川	港橋			0.004			不明。(周辺に汚染原因となる工場・事業場等はない。)

※鉱床地帯等において岩石、土壌等からの溶出等の自然的要因による場合を「自然由来」として整理している。

地下水におけるカドミウムの環境基準超過地点(0.003mg/L超)

都道府県	市町村	地区名	カドミウムの年平均濃度(mg/L)					超過原因 (注:H19~H22においては、環境基準は0.01mg/L)
			H19	H20	H21	H22	H23	
群馬県	伊勢崎市	蕪塚町					0.0038	詳細は不明。周辺に汚染原因となる工場、事業所等がない。また汚染井戸周辺地区調査(18地点)を行ったところ、検出はされなかった。 現在、汚染井戸を含む3地点の井戸で継続監視調査を行っているが、汚染井戸では継続的に基準を超過している。それ以外の井戸では検出なし。
埼玉県	鴻巣市	大芦	0.007					平成19年度の測定でカドミウムが検出された原因は不明であるが、当時の採水時に井戸の揚水施設内の水が十分に置換されていなかったと考えられることから、そのことが影響している可能性はある。カドミウムについて、再度測定したところ検出されず、周辺の地下水においても検出されなかったため、周囲に汚染源はないと考えられる。(※)
埼玉県	入間市	宮寺			0.005			詳細は不明。平成24年度に行った調査では不検出(0.0005mg/L未満)。 (本調査は、カドミウムの環境基準値が0.003mg/Lに改正されたことを考慮し、行ったもの)
東京都	豊島区	豊島区			0.005			当時の環境基準は超過しておらず、原因調査を行っていない為詳細は不明。同じ井戸で鉛が超過しており、汚染井戸周辺地区調査を行ったが、カドミウムは検出されなかった。
新潟県	小千谷市	片貝					0.0059	超過原因は不明である。超過判明当時、当該地点の周辺6地点を調査した結果、すべて0.0003mg/L未満であり、周辺では基準値を超過した地点はなかった。
岐阜県	各務原市	鵜沼		0.006				平成元年から県下の井戸ではカドミウムは検出されておらず、自然由来の可能性は低いと考えられる。 井戸周辺にはいくつかの事業場(その内1事業場については、カドミウムの使用届があるが立入調査等で超過はない。)があり、いずれかの事業場または過去の事業場などによる人為的汚染と考えられる。
兵庫県	朝来市	生野町奥銀谷	0.004	0.003	0.008	0.004		生野鉱山跡に近く、地質的由来と考えられる。(※)
福岡県	嘉麻市	熊ヶ畑	0.009					次のような超過原因が考えられるが、明確な原因は不明。 (参考:過去4年間の鉛と砒素は増加傾向にあった) 検体採取日は、水量が極めて少なかったため2日に分けて採水を実施。地下水量が少ない場合は地下水供給量も少ないので、取水中の土壌水の割合が相対的に増え、その結果、土壌水中のカドミウムが検体中で高濃度に検出された可能性がある。 当該井戸周辺には、ボタ(石炭や亜炭の採掘に伴い発生する捨石。カドミウム以外に、鉛、砒素等の含有量が高い。)が埋まっていると言われ、何らかの理由で地下水の供給が遮断され、ボタの間隙水が引き出されて取水中混入したため、カドミウムが高濃度に検出された可能性がある。(※)

※水質汚濁防止法に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて(第3次答申)より作成

公共用水域におけるカドミウムの検出状況の水域別内訳（基準値：0.003mg/L）

実施 年度	測定地点 総数	検出地点数（海域以外） （うち基準値超過地点数 ^{※1} ） / 測定地点数（海域以外）	検出地点数（海域） （うち基準値超過地点数 ^{※1} ） / 測定地点数（海域）
H19	4,400	33 (5) / 3,465	6 (0) / 935
H20	4,310	29 (7) / 3,464	4 (0) / 846
H21	4,314	37 (11) / 3,474	1 (0) / 840
H22	4,289	34 (8) / 3,441	1 (0) / 848
H23	4,163	52 (5) / 3,315	6 (0) / 848

※1：平成23年10月27日に環境基準が0.01mg/Lから0.003mg/Lに改正された。